ACSES ニュースレター_２４４９号（2023 年 1 月 30 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇廃材置き場付近で火災 黒煙上がる 埼玉・春日部市<放送報道>
◇熊本市東区の東部環境工場で火災　現在も鎮火せず<放送報道>
◇四電・西条火力発電所でコンテナから出火 けが人なし 溶接部分の熱が伝わり発火か<放送報道>
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について<消費者庁>
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(ガストーチ) <消費者庁>
◇事故、事件の続報
・ニトログリセリン、移送作業中に結晶化して爆発か…工場１人死亡事故／爆発しやすくなったニトログリセリン、作業者が気付くのは困難…爆死事故で調査結果<新聞報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・職員の感染症死、公務災害と認定　県畜研究所で豚舎管理、熊本地裁<Web 報道>
・延長コードが知らぬ間に劣化→発火　神戸４人死亡、同様の火災に注意<新聞報道>
・こんろ着火、犬猫が原因？　火災２件でパロマ調査<Web 報道>
・寒さで「メガネ」にひび割れや傷が！？　「外から暖かい部屋に入るときは気をつけて」メガネ会社が対策を指南<Web 報道>
・歯の矯正治療トラブルで集団提訴　153 人、医療法人側に賠償求め／「マウスピース矯正」患者が集団提訴、健康被害の訴え続出　「実質０円」で拡大、多額ローン抱えたまま診療所が突如閉鎖<Web 報道>
・株式会社ファイテックに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について<消費者庁>／「投げ込むだけで消火」根拠なし　メーカー５社に措置命令―消費者庁<Web 報道>
・訪問販売業者【株式会社リオテック】に対する行政処分について<消費者庁>／「屋根瓦がずれている」と嘘をつき訪問販売　修繕契約のクーリングオフ拒否も…悪質業者に行政処分<Web 報道>
・株式会社日本ハウジングが行う屋根瓦及び漆喰の修理等の役務の取引に関する注意喚起<消費者庁>
・タバコ、洗剤、防虫剤‥子どもの誤飲、応急処置「牛乳や水を飲ませる」は正しいのか?<Web 報道>
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・「長周期地震動」揺れと対策を取材　来月「緊急地震速報」対象に<放送報道>
[福島原発事故]
・処理水放出、対話と信頼　半世紀超える共存の歴史...英国「廃炉の現場」ルポ<放送報道>
[原子力施設全般]
・原燃敷地内で消防車燃える　再処理施設影響なし<Web報道>
・東電の原発運営能力に疑問　審査書類の誤記で新潟知事<Web報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）に対する意見

寒緋桜（カンヒザクラ）

公募<総務省消防庁>
[4] 健康安全
◇令和３年度「喫煙環境に関する実態調査」の結果を公表します～第一種施設で敷地内全面禁煙が増加、第二種施設で喫煙専用室設置が増加～<厚生労働省>
◇ビール週１～２杯まで？　カナダの新指針が波紋―「少量でも健康に害」<Web 報道>
[5] 医薬品
◇経口中絶薬の薬事承認了承　国内初、妊娠９週まで対象―厚労省<Web 報道>
[6] 食品安全衛生関係
◇特別用途食品の表示許可について<消費者庁>
[7] 温暖化対策関係
◇南極CO2 濃度が過去最高に　毎年上昇 歯止めかからず<Web 報道>
[8] 環境安全関係
◇（仮称）秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖着床式洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について<環境省>
◇（仮称）南あわじ風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について<環境省>
[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件
[10] その他省庁発表　１件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　11 件　［開催記録、報告、資料等］　２件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：10 件　◇その他：２件
[付録]
◇タバコ、洗剤、防虫剤･･子どもの誤飲、応急処置「牛乳や水を飲ませる」は正しいのか?<Web 報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇廃材置き場付近で火災 黒煙上がる 埼玉・春日部市

＜テレ朝news　2023年1月29日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000285303.html

埼玉県春日部市で火事があり、現在も消火活動が続けられています。けが人などの情報は入っていません。

警察によりますと、29日午後1時半すぎ、春日部市赤崎で「黒煙が上がっている。火が見える」通報が入りました。

火事の現場付近には廃材などを保管するヤードがありますが、火の勢いが強く、警察官も近付けないため、詳しい出火元は分からないということです。

現在も消火活動が続けられていますが、現時点でけが人などの情報は入っていません。

また、現場近くには住宅が２軒ありますが、すでに避難しているということです。

◇熊本市東区の東部環境工場で火災　現在も鎮火せず
＜テレビ熊本　2023 年 1 月 28 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/477757
熊本市東区の東部環境工場で火災があり現在も鎮火には至っていません。「東部環境工場の焼却場でしょうか。施設内に煙が充満しているのが確認できます」
２８日午前０時ごろ東部環境工場で「可燃物が燃えている」と職員から消防に通報がありました。
消防によりますとゴミをためるピット内から黒煙が上がり集積されていたゴミに延焼しているということです。
現在も消火活動が行われていますが鎮火には至っていません。
東部環境工場は２８日のゴミの受け入れを中止していて再開のメドは立っていないということです。

◇四電・西条火力発電所でコンテナから出火 けが人なし 溶接部分の熱が伝わり発火か
＜あいテレビ　2023 年 1 月 29 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/299942?display=1
28日午後1時ごろ、愛媛県西条市喜多川の四国電力西条火力発電所で金属製のコンテナから出火しました。
この火事で、内部にあった木製の棚やプラスチック製の箱などの一部が焼けました。
四国電力によりますと、このコンテナは1号機の建て替え工事用の資材を保管していて、28日午前、作業員がコンテナの底部の補強のため溶接作業をしていたということです。
作業員が休憩から戻った際にコンテナから煙が出ているのを発見し、初期消火活動を実施するとともに消防に通報。
午後2時40分ごろ鎮火が確認され、けが人はおらず、発電設備への影響はないということです。
四国電力は、溶接部分の熱が内部に伝わり発火したとみていて「地域の皆さまをはじめ、関係者の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます」とコメントしています。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031973/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_230126_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：81 件
うち重大事故等として通知された事案：26 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031972/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_230126_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く)：４件
(2)事故情報(食中毒情報)：10件
2. リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：38件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：３件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(ガストーチ)
＜消費者庁　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031996/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_230127_01.pdf
特記事項:株式会社大創産業が輸入したガストーチのリコール(回収・返金)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
（うち石油ストーブ（開放式）１件、ガストーチ１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件
（うち除雪機（歩行型）１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：８件

（うち電気ケトル１件、電気冷温風機２件、エアコン１件、加湿器（超音波式）１件、蛍光ランプ１件、ノートパソコン１件、照明器具（投光器、充電式）１件）

◇***事故、事件の続報***

・ニトログリセリン、移送作業中に結晶化して爆発か…工場１人死亡事故

＜読売新聞　2023 年 1 月 28 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20230128-OYT1T50088/

宮崎県延岡市の産業火薬製造販売会社「カヤク・ジャパン」（本社・東京）の東海（とうみ）工場で昨年３月、爆発が起きて１人が死亡した事故で、同社は２７日、ニトログリセリンの移送作業の際に衝撃が生じて爆発が起きた可能性があると発表した。ニトログリセリンの一部が外気温の影響を受けて結晶化し、爆発しやすくなっていたとみられるという。

・爆発しやすくなったニトログリセリン、作業者が気付くのは困難…爆死事故で調査結果

＜読売新聞　2023 年 1 月 28 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20230128-OYT1T50121/

宮崎県延岡市の産業火薬製造販売会社「カヤク・ジャパン」（本社・東京）の東海（とうみ）工場で昨年３月に起きた爆発を巡り、同社が２７日発表した原因に関する調査結果は、事故当時、火薬の原料であるニトログリセリンの一部が結晶化し、爆発しやすくなっていたと推察した。こうした状況について、当時作業に当たっていた作業者が気付くのは困難との見方も示した。

同社の調査結果によると、工場では事故前日まで約１０日間、設備工事のため生産を停止した。これにより貯槽に保管されていたニトログリセリンが外気温の影響を受け、低温のため一部が結晶化した可能性がある。ニトログリセリンは液体と結晶の混在状態では、結晶同士がこすれあうため、打撃や摩擦への感度が高まるという。

同社は事故当日、作業員が貯槽からニトログリセリンを移送するための作業の際に衝撃が生じて爆発した可能性があるとしている。前日から貯槽のある工室を空調して温めていたことなどから、作業員が当時、一部結晶化について考えることは困難だったとした。

同社によると、事故では作業していた同社社員（当時２４歳）が爆死したほか、工場近くの住民を含む７人が軽傷を負い、周辺地区で建物１２５棟が一部破損した。東海工場は事故後、生産活動を停止している。

県警が事故原因などを調べている。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・職員の感染症死、公務災害と認定　県畜研究所で豚舎管理、熊本地裁

＜共同通信　2023年1月27日＞　https://www.47news.jp/news/8865028.html

熊本県畜産研究所（合志市）で豚舎管理などの業務に当たっていた際に家畜由来の病原菌に感染し、2015年に死亡した男性職員＝当時（57）＝の遺族が、公務災害と認めなかった地方公務員災害補償基金の処分取り消しを求めた訴訟の判決で、熊本地裁は27日、原告の請求を認め処分を取り消した。

品川英基裁判長は判決理由で、業務は「豚由来の菌に感染して病気を発症する危険性を有する」と認定。感染との間に「相当因果関係を肯定できる」と判断した。別の病気による免疫力低下が感染原因だとした基金側主張は、免疫正常者でも畜産関係者の感染例があるとして退けた。

・延長コードが知らぬ間に劣化→発火　神戸４人死亡、同様の火災に注意

＜朝日新聞　2023 年 1 月 29 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR1W5JKOR1TPIHB01Z.html

神戸市兵庫区湊町1丁目の集合住宅で、死者4人を含む計8人が死傷した火災で、出火原因とみられるのは、電化製品をつなぐ延長コードの劣化だった。同じような原因の火災は過去にも起きており、消防などは注意を呼びかける。

兵庫県警が火元とみているのは、火災で亡くなった86歳の男性が住んでいた1階の一室。約6平方メートルの畳の部屋に1人で暮らしていた。

捜査関係者によると、室内の延長コードに複数のショート痕があり、畳に燃え広がった形跡があった。

電動ベッドの傍らにキャスター付きのテーブルがあり、動かすと延長コードを踏みつける状態になっていた。

コードが繰り返し踏まれたことで内部が劣化し、発火に至った可能性が高いという。

室内には冷蔵庫や電子レンジ、電気ケトル、テレビなどの電化製品があり、いくつかが延長コードに接続されていたとみられる。

独立行政法人「製品評価技術基盤機構」（NITE）によると、延長コード内のケーブルは通常、ビニールで絶縁されている。

だが今回のようにキャスターに踏まれたり、家具やベッドの下敷きになったり、束ねて使ったりすると劣化し、ビニールが破れてしまう。ケーブル同士が接触してショートを引き起こすという。

NITEは2016年から6年間に、延長コードやテーブルタップの発火事故を250件認知した。近年減少傾向にあったが、20年から増加に転じた。新型コロナ禍のテレワーク増加が要因と考えられるという。

担当者は「コードのひび割れや変色、発熱に気づいたら使用しないでほしい」と呼びかけている。

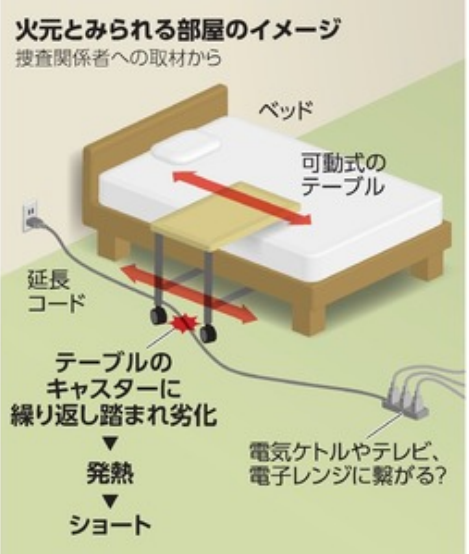

・こんろ着火、犬猫が原因？　火災2件でパロマ調査

＜共同通信　2023年1月28日＞　https://www.47news.jp/news/8868205.html

愛知、兵庫両県で昨年発生した2件の火災について、ガス器具大手のパロマ（名古屋市）や地元消防が、ペットの犬猫が台所のガスこんろを着火したことが原因とみて調査していることが28日、分かった。いずれも押すタイプの点火スイッチ。製品評価技術基盤機構（NITE）は「未使用時は元栓を閉めたり、ロック機能を使ったりしてほしい」と呼びかけている。

NITEの調査でも2014年以降、ペットが原因とみられる火災が他に13都道県で計18件発生。ペットの室内飼いが増えたことや、スイッチをひねる回転式ではなく、火力調整がより簡単なプッシュ式が普及したことが背景にあるとみられる。

・寒さで「メガネ」にひび割れや傷が！？　「外から暖かい部屋に入るときは気をつけて」メガネ会社が対策を指南

＜まいどなニュース　2023 年 1 月 29 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/144ba0823ccfc7c8a583c2df182a32c114d89946

全国的に今季１番の強い寒気が流れ込むなか、大切なメガネにもご注意を！「大寒波に向けてメガネ屋アカウントからお伝えしたいこと」として「G-SQUARE」公式アカウント（@GSQUARE_gaming）が「メガネは温度差に弱い」と呼びかけています。

「寒い場所に長時間晒されていたレンズは収縮しています。その状態からすぐに暖房の効いたあったかい部屋に入るとメガネも人間と同様、急激な温度変化に晒されます。そして収縮したレンズが膨張し、ヒビやコーティング剥がれの原因になる可能性があります」とのこと。

レンズには傷や汚れ防止、また光が正常にレンズを通過するコーティングがなされており、剥がれてしまうと傷

つき汚れやすくなり、光の乱反射などがおこってしまう可能性があるため、見えづらい状況に陥ってしまいます。メガネ愛用者からは「温度差のある場所に行く場合どうしたらいいですか？」などの質問が寄せられました。医療機器メーカー「ニデック」（本社：愛知県蒲郡市）によるゲーム用などの次世代メガネに特化したブランド「G-SQUARE」Twitter担当のGさんに詳しく話を聞きました。

ストーブなどの熱源に直接当たらないこと

――ヒビ割れなどは、フレームではなくレンズ自体に起こるのしょうか？

レンズ自体のことになります。温度差が何度以上という正確な数字は不明なのですが、高温の場合はレンズのコーティングが熱に弱く、50℃以上はクラック（ひび割れ）が起きやすいです。

――大寒波の際は、メガネにどのような対策をすれば？

寒い外から帰宅した際、メガネをかけたまま暖房やストーブなどの熱源に直接当たらないこと。室温くらいであれば問題ないかと思われますが、寒いからといって熱源に当たってしまうのはよくないですね。メガネは外して別の場所に置く。もしくは、部屋着と同様、スペアのメガネを用意し、帰宅したらそのメガネにすぐ替えるのもおすすめです。

――他にも日常のなかで眼鏡を長持ちさせる秘訣があったら教えてください。

夏場の車内やサウナなど高温の環境下ではレンズにストレスがかかり、クラックやコート剥がれの原因となるので、高温（50℃以上）になる場所での使用、保管は避けたいですね。

そして、レンズを乾拭きしないこと。表面に砂ぼこりなどが付着した状態で乾拭きをすると表面にキズが入る可能性が高いです。水道水で表面の汚れを洗い流してから拭いて下さい。水道水で汚れが落ちない場合は、中性洗剤を使用することを推奨します。

◇　◇

「大切なメガネ。中には自分の分身のように大切にしている方もいます。少しでも長く使って欲しい。大寒波に向けて、ご自身の安全が第一ですが、どうかメガネへの気遣いも忘れないで欲しいなと思います」とメガネ愛を投稿していたGさん。ちなみに、片手でのメガネのかけ外しは、レンズ、フレームに負担をかけてしまうそうですので、そこもご注意を。Twitterで質問に答えてくれることもあるそうで、メガネについてお悩みのときは聞いてみてはいかがでしょうか？

G-SQUAREは、眼科医療機器メーカー「ニデック」（愛知県蒲郡市）が開発したゲーム用次世代メガネブランド。ゲームだけでなく、子どもの目をモニターの光から守るための「G-SQUARE Junior」も展開しています。

・歯の矯正治療トラブルで集団提訴　153人、医療法人側に賠償求め

＜共同通信　2023年1月26日＞　https://www.47news.jp/news/8862477.html

マウスピースを使った歯の矯正治療をモニターとして宣伝すれば、治療費と同額の報酬を支払う契約を結んだのに、実際は支払われなくなったとして153人が26日、東京都練馬区の医療法人社団や代表理事、東京都中央区の会社などに計約1億9700万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。

訴状によると2018年4月以降、医療法人社団側はモニターの勧誘を始めた。153人は治療費など計154万～187万円を一括で支払えば、毎月一定額をモニターの報酬として得られ実質的な負担がないとする契約を結んだ。報酬の一部は支払われたが昨年3月以降は停止。ローン返済が残った人もいた。

・「マウスピース矯正」患者が集団提訴、健康被害の訴え続出　「実質０円」で拡大、多額ローン抱えたまま診療所が突如閉鎖

＜共同通信　2023年1月29日＞　https://nordot.app/991193324636913664?c=39546741839462401

新型コロナウイルス禍によるオンライン会議の普及で「画面映え」への意識が高まる中、笑顔の印象を決める歯並びをきれいにしたいという願望を持つ人も多い。若い世代を中心に広がっている「マウスピース矯正」を手がける医療法人「デンタルオフィスＸ（エックス）」の東京・銀座にある主力の歯科診療所が今年１月、突如閉鎖した。患者は多額のローンを抱えたまま、一方的に診察予約をキャンセルされ、治療は宙に浮いた状態だ。あごがずれてかみ合わせが悪くなったり、歯が抜けたりしたとの健康被害を訴える人も続出している。

デンタルオフィスＸは京都市や福岡市にも診療所を構え、宣伝に協力すれば治療費が返金され「実質０円」に

なるとうたう「モニターモデル制度」を活用して患者を勧誘。返金が途中でストップし約束をほごにされたとする患者との間で金銭トラブルが相次いでいる。このうち患者約１５０人が１月２６日、医師や運営会社幹部らを相手に総額約２億円の損害賠償を求める集団訴訟を起こした。デンタルオフィスＸの運営会社は患者に対し「モニターモデル料の支払い再開に当たり具体的な手続きを検討している」と説明している。患者側の弁護士は京都や福岡の診療所分を含めると患者は数千人規模に上るとの情報があるとしており、大規模な消費者問題に発展する可能性がある。

・株式会社ファイテックに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

＜消費者庁　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031952/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms209_230127_01.pdf

消費者庁は、本日、株式会社ファイテックに対し、同社が供給する投てき消火用具に係る表示について、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

株式会社ボネックスに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

https://www.caa.go.jp/notice/entry/031954/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms209_230127_08.pdf

消費者庁は、本日、株式会社ボネックスに対し、同社が供給する投てき消火用具に係る表示について、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

・「投げ込むだけで消火」根拠なし　メーカー５社に措置命令―消費者庁

＜時事ドットコム　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022052501068&g=soc

「投げ込むだけで消火」など根拠のない表示で消火用具を販売したとして、消費者庁は２５日、製造販売「ファイテック」（愛知県大口町）など５社に、景品表示法違反（優良誤認）で再発防止を求める措置命令を出したと発表した。

他の４社は、「栄徳」（愛知県西尾市）、「エビス総研」（東京都中央区）、「ボネックス」（埼玉県新座市）、「メディプラン」（岡山市）。

同庁によると、対象は５社が販売するプラスチック製の消火用具１１商品。いずれも火元に投げ込むと容器が割れ、中から消火剤が流れ出るとされる。

５社は商品パッケージなどで、商品１個を投げ込めば天井に届くような火を消すことができるなどとうたっていた。しかし、同庁が根拠となる資料を求めたところ、試験映像などは提出されたが、合理的な根拠を示すとは認められなかったという。

５社は取材に対し、「真摯（しんし）に受け止めている」などとコメントした。

・訪問販売業者【株式会社リオテック】に対する行政処分について

＜消費者庁　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031943/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_230127_01.pdf

関東経済産業局は、屋根瓦及び漆喰の修理等に係る役務を提供する訪問販売業者である株式会社リオテック（神奈川県川崎市）（以下「リオテック」といいます。）に対し、令和 5 年 1 月 26 日、特定商取引法第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 1 月 27 日から令和 6 年 1 月 26 日までの 12 か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

・「屋根瓦がずれている」と嘘をつき訪問販売　修繕契約のクーリングオフ拒否も…悪質業者に行政処分

＜FNN プライムオンライン　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/477675

屋根瓦の修繕で悪質な訪問販売を繰り返した業者が、業務停止命令の行政処分を受けた。

株式会社リオテックは、埼玉県を中心に事前連絡なく家を訪問し、「屋根瓦がずれている」「この状態だと雨漏りする」などと虚偽の理由で屋根瓦の修繕契約を取り付けていた。

さらに、消費者が契約解除やキャンセルを申し出ると、「クーリングオフなんてできない!」などと大声で怒鳴って脅し、解約ができないようにしていた。
関東経済産業局は1月27日、リオテックに対して12カ月の業務停止命令を出し、森川高旨社長ら2人を12カ月の業務禁止とした。
全国の消費生活センターに寄せられたリオテックへの苦情件数は、2020 年 4 月から 2023 年 1 月上旬（12 日）までで 214 件に上っていた。

・株式会社日本ハウジングが行う屋根瓦及び漆喰の修理等の役務の取引に関する注意喚起
＜消費者庁　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031945/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_230127_01.pdf
関東経済産業局が令和 5 年 1 月 26 日付けで、特定商取引法に基づく業務停止命令等を行った株式会社リオテック(以下「リオテック」といいます。)が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(不実告知及び威迫困惑による解除妨害)を行っていることが確認されたところ、今後、同様の手口による取引が埼玉県さいたま市北区に所在する株式会社日本ハウジング(以下「日本ハウジング」といいます。)*(注)*によって繰り返し行われる可能性が高いと認められたことから、消費者安全法第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

・タバコ、洗剤、防虫剤･･子どもの誤飲、応急処置「牛乳や水を飲ませる」は正しいのか?
＜YAHOO!JAPAN ニュース　2023 年 1 月 28 日＞
https://news.yahoo.co.jp/byline/sakamotomasahiko/20230128-00334678

-----＞ *末尾［付録］*

□*大災害、原発事故対策*

[大震災対策]

・「長周期地震動」揺れと対策を取材　来月「緊急地震速報」対象に
＜テレ朝 news　2023 年 1 月 28 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000285233.html
緊急地震速報の発表の対象に高層ビルなどを大きく揺らす「長周期地震動」という新たな指標が来月1日から加わります。その揺れと対策を取材しました。
　「長周期地震動」は、大きな地震が起きた時に出るゆっくりとした周期の長い揺れのことで、震源から遠く離れた地点まで伝わり、高層ビルなどを大きく、長く揺らす特徴があります。
　この揺れについて気象庁は、来月1日から緊急地震速報の発表の対象に加えます。
　長周期地震動には4段階の「階級」があり、「立つことが難しく」「固定していない家具が移動したり倒れたりする」「階級3」以上が予測された地域で発表されます。
　2011年の東日本大震災では、東京都では「階級3」、大阪市では「階級2」が記録され、高層ビルに被害が出ました。
　サッポロ不動産開発・大味弘明技術部長：「建物の揺れに対し、屋上の“重り”が逆方向に動き、揺れを防ぐ。長周期地震動に効果的なものとなる」
　恵比寿ガーデンプレイスは、東日本大震災で天井が落ちたほか、エレベーターに不具合が起きたこともあり、制震工事を進めて去年、完了させました。
　気象庁は、家庭やオフィスでの対策については「通常の地震と同じく、家具などの固定を進めてほしい」としています。

[福島原発事故]

・処理水放出、対話と信頼　半世紀超える共存の歴史...英国「廃炉の現場」ルポ
＜福島民友　2023 年 1 月 29 日＞　https://www.minyu-net.com/news/news/FM20230129-754912.php

---

[原子力施設全般]

・原燃敷地内で消防車燃える　再処理施設影響なし

＜共同通信　2023 年 1 月 28 日＞　https://nordot.app/991907998454677504

28 日午前 7 時半ごろ、日本原燃（青森県六ケ所村）の消防車両の車庫付近に駐車していた消防車が、点検中に燃える火災が発生した。約 1 時間後に鎮火し、車の前部が焼損した。けが人はいない。車庫は使用済み核燃料再処理工場などの施設がある区域。原燃によると、現場は放射線管理区域外で、周辺への影響はない。

原燃によると、協力会社の作業員 2 人が車庫の外で点検中、エンジンをかけた際にエンジン部から出火した。地元消防が駆け付け消し止めた。

原燃は「対策を講じ、再発防止に努める」としている。

・東電の原発運営能力に疑問　審査書類の誤記で新潟知事

＜共同通信　2023年1月25日＞　https://www.47news.jp/news/8855225.html

新潟県の花角英世知事は25日の定例記者会見で、東京電力が原子力規制委員会に提出した柏崎刈羽原発3号機の審査書類に、2号機の記載内容を流用していた問題について「不適切と指摘を受けることを組織として決定してやっていたのは非常に残念で遺憾。（的確に原発を運営する）能力が本当にあるのかと感じる」と疑問を呈した。

花角氏は17日、県庁を訪れた同社の小林喜光会長らに対し、「行動と実績で信頼を得られる努力をしてほしい」と求めたばかり。県民の信頼を得る行動にはなっていないと批判した。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年１月29日版）

＜厚生労働省　2023年1月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30617.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 1 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30618.html

---

◇感染者、7億5千万人超に急増　WHO速報値、中国の報告反映

＜共同通信　2023年1月29日＞　https://www.47news.jp/news/8871602.html

世界保健機関（WHO）は28日までに、新型コロナウイルス感染症の感染者・死者数の速報値を、中国から新たに報告された分を加えて更新した。22日時点では感染者は6億6400万人超、死者は672万人だったが、更新された速報値では27日夕（日本時間28日未明）時点での感染者は7億5250万人超、死者は680万人と大幅に急増した形となった。

WHOのテドロス事務局長は27日、緊急事態宣言の継続の是非を検証する緊急委員会の冒頭に「過去数週間に中国から報告された感染者数と死者数」を、同日中に速報値に反映させると言及していた。

◇コロナ月間死者、初の1万人超　新たに5万4843人感染

＜共同通信　2023 年 1 月 28 日＞　https://www.47news.jp/news/8871119.html

◇コロナ感染31万人超報告漏れか　昨年9月の全数把握の簡略化後

＜共同通信　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.47news.jp/news/8862277.html

◇オミクロン株でコロナ後遺症に変化?“睡眠障害”が従来株に比べ 2 倍以上…症状と回復期間を医師に聞いた

＜FNN プライムオンライン　2023 年 1 月 28 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/475885

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-dT9nRxy2x8c7KRY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023 年を更新しました
＜厚生労働省　2023 年 1 月 27 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00416.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・日本でコロナワクチン「年１回」接種が急浮上…米国案に従って大丈夫か、専門家に聞いた
＜日刊ゲンダイ　2023 年 1 月 28 日＞　https://www.nikkan-gendai.com/articles/view/life/317874

新型コロナウイルスのワクチン接種を年１回とする案が急浮上している。厚労省の専門部会は 26 日、会合を開き、今後の接種回数や対象者などを議論。米国で年１回の接種が検討中であることなどが報告され、出席者からは「年に１回は接種を受ける人には動機になる。最低限年に１回やろうというのが現実的な路線だ」との意見が出た。

2021 年２月にコロナのワクチン接種がスタートし、まもなく２年。ワクチンは接種後時間が経つと効力が落ちるため、多くの国民は追いかけるように追加接種を重ねてきた。3 回接種は 8500 万人、4 回接種は 5600 万人、5 回接種は 2700 万人が完了している。

追加接種の遅れについて岸田政権が批判されたこともあった。ワクチンの接種間隔「8 カ月」に固執し、第６波の死者多数につながった件だ。

ところが一転、「年１回」にして大丈夫なのだろうか――。米食品医薬品局（FDA）は 23 日、ワクチン接種についての素案を発表。大半の人は年１回とし、高齢者や免疫不全の人などは２回の接種とする提案を示した。
米国は昨年、コロナがあまり流行せず
米国の議論をそのまま取り入れて大丈夫なのか（C）日刊ゲンダイ

医療ガバナンス研究所の上昌広理事長はこう言う。
「米国は昨年、あまりコロナが流行しなかった。感染が広がらなかった米国でワクチン接種を原則年１回とし、高リスクの方を２回とするのは理解できます。しかし、日本で米国の議論をそのまま取り入れることは危険です。オミクロン株以降、日本や韓国など東アジアでは感染拡大が顕著になっています。少なくとも今年については、流行期である夏と冬の前にそれぞれワクチン接種を行うべきです」

コロナワクチンを無料で接種できる期限は今年３月末。政府は４月以降も当面、特例措置として全額国庫負担を続ける方向だ。
「米国の議論に乗っかり、ワクチン接種を年１回に限定することで国庫負担を軽減しようとする財務省の狙いもあるようです」
■1 月は死者１万人超へ　第８波は深刻な状況が続く。1 月の死者数は 26 日時点で 9400 人を上回り、初の１万人超は確実だ。「高齢者が外出を控えてきたため、体力が弱り、死者の増加につながっています。高齢者はしっかりワクチンを打った上で、外で大いに活動してもらうことが重要です」（上昌広氏）　今年は国内外でワクチン接種のあり方にも変化がありそうだ。

****

[3] 製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）に対する意見公募

＜総務省消防庁　2023 年 1 月 27 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/f26963e8808aebffd7b5a8642fe85ae9341d0c4f.pdf
消防庁は、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）の内容について、令和５年１月 28 日から令和５年２月 27 日までの間、意見を公募します。
１ 改正内容
消防法施行規則の一部を改正する省令（令和４年総務省令第 62 号）により、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）において定める全域放出方式の二酸化炭素消火設備の基準が改正されたことに伴い、製造所等の不

活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 557 号）第５条において引用する全域放出方式の二酸化炭素消火設備の基準のうち新たに追加されたものについて、製造所等については義務化しないこととするため、当該告示を改正するものです。

２ 意見公募対象及び意見公募要領

○ 意見公募対象

製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）

○ 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。

３ 意見公募の期限

令和５年２月 27 日（月）（必着）（郵送についても、公募期間内の必着とします。）

４ 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該告示を公布する予定です。

製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）について

令和５年１月

消防庁危険物保安室

【概要】

製造所等に設置される不活性ガス消火設備の技術上の基準については、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 557 号。以下「告示」という。）で定めているところ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）において定める不活性ガス消火設備の技術上の基準を一部引用している。

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和４年総務省令第 62 号）により新たに追加された全域放出方式の二酸化炭素消火設備の基準について、製造所等については義務化しないこととするため、告示を改正するものである。

○ 消防法施行規則に新たに追加された基準の一部の除外

消防法施行規則第 19 条第５項に追加された、第 13 号イ、第 14 号イ（ロ）、第 16 号イ（ロ）、第 17 号ハ括弧書、第 19 号イ（ハ）及び同号イ（ホ）を、告示第５条が例によるとする対象から除く。

【内容・理由】

消防法施行規則の改正により、告示において製造所等の全域放出方式の二酸化炭素消火設備の技術上の基準の細目として引用されている消防法施行規則第 19 条第５項に、新たに基準が追加された。

消防法施行規則第 19 条第５項に追加された基準は、全域放出方式の二酸化炭素消火設備を熟知した特定の人間のみが立ち入る製造所等には適用する必要がないため、今回追加された基準を告示第５条において例によるとする対象から除く必要がある。

【施行日】　令和５年４月１日

****

[4] ***健康安全***

◇令和３年度「喫煙環境に関する実態調査」の結果を公表します

～第一種施設で敷地内全面禁煙が増加、第二種施設で喫煙専用室設置が増加～

＜厚生労働省　2023 年１月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3fDZuThW_zs4xsBY

厚生労働省では、この度、「喫煙環境に関する実態調査」を実施し、その結果の概要版を取りまとめましたので公表します。

この調査は、平成 30 年７月に成立した「健康増進法の一部を改正する法律」が令和２年４月に全面施行された後の状況を調査し、施行後５年を経過した場合において、更なる対策の必要性を検討するための基礎資料を得ることを目的としたものであり、今回で３回目となります。

詳細は別添「令和３年度「喫煙環境に関する実態調査」調査結果（概要）」をご覧ください。

【調査結果のポイント】

（1）　学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関等（第一種施設）における喫煙環境（別添Ｐ２参照）

- 敷地内全面禁煙　87.4%（全ての施設種別で増加）
- 敷地内全面禁煙にしていない施設のうち、特定屋外喫煙場所設置　89.1%

（2）　一般施設・事業所、飲食店（第二種施設）における屋内の喫煙環境（別添Ｐ３参照）

- 屋内全面禁煙　71.6%（前年度から 0.6 ポイント減少）
- 喫煙専用室設置　9.2%（前年度から 0.7 ポイント増加）

【調査概要】
調査方法　　郵送調査及びオンライン調査（政府統計共同利用システム）
調査対象　　第一種施設（学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関の庁舎等）、第二種施設（一般施設・事業所、飲食店、不動産管理事業者、鉄道・バス事業者、旅客船・旅客船ターミナル）（20,489 件）
有効回答数　9,697 件
調査期間　　令和４年１月～２月（令和３年 12 月末時点）
【別添】調査結果の概要
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001043203.pdf

◇ビール週１～２杯まで？　カナダの新指針が波紋―「少量でも健康に害」

＜時事ドットコム　2023 年 1 月 28 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023012800171&g=int

「少しの酒は体に良い」。この説を真っ向から否定する新たなガイドライン（指針）がカナダで発表され、波紋を呼んでいる。「少量であってもアルコールは健康を害する」と警告し、飲酒の機会が避けられない場合でも、ビールやワインなど週１～２杯程度に抑えるよう訴えている。

◇リスク４分類

カナダ薬物使用・依存症センター（ＣＣＳＡ）は今月、アルコール摂取に関する指針を１２年ぶりに改定した。近年の研究で「年齢、性別、民族、アルコール耐性、生活習慣に関係なく、飲酒は全ての人にダメージを与える」と分かったためといい、「もし飲酒するなら、量を減らすのが好ましい」と呼び掛けた。

新指針では、飲酒によるリスクを、１週間当たりの消費量別に▽０杯▽１～２杯▽３～６杯▽７杯以上の４段階に分類。０杯は「リスクなし」で、妊娠中では「唯一の安全な選択肢」だという。

１～２杯は「低リスク」で、「アルコールの影響を避けられそうだ」と指摘。「中リスク」の３～６杯は乳がんや結腸がんなどを発症する危険性が高まるという。７杯以上は「高リスク」で、心疾患や脳卒中の恐れが１杯多く飲むごとに高まると警鐘を鳴らしている。

ＣＣＳＡは１杯を、ビール（アルコール度数５％）で３４１ミリリットル、ワイン（同１２％）で１４２ミリリットル、蒸留酒（同４０％）で４３ミリリットルと定義。カナダ保健省に対し、販売される酒の容器に何杯分のアルコールが入っているかを明示する規制を導入するよう勧告した。

◇低アルコール開発も

ＣＣＳＡによると、カナダに住む１５歳以上を対象にした調査では、回答者の４０％が週７杯以上飲酒していると答えた。今回の改定について、トロント近郊で公共放送ＣＢＣの取材に応じた通行人のウェイン・ホワイトさんは「９７歳の祖父母は毎日ワインを飲んでいる。（指針には）同意しない」と反発した。

一方、ＣＢＣによれば、健康志向の高まりを受け、低アルコール飲料の開発も活発化している。父親とビール醸造所を営むギャビン・アンダーソンさんは、ノンアルコールビールなどの新商品を増やしているという。「目標は、ビールは好きだけど（アルコール）摂取量を減らしたい人向けのビールを造ることだ」と語った。

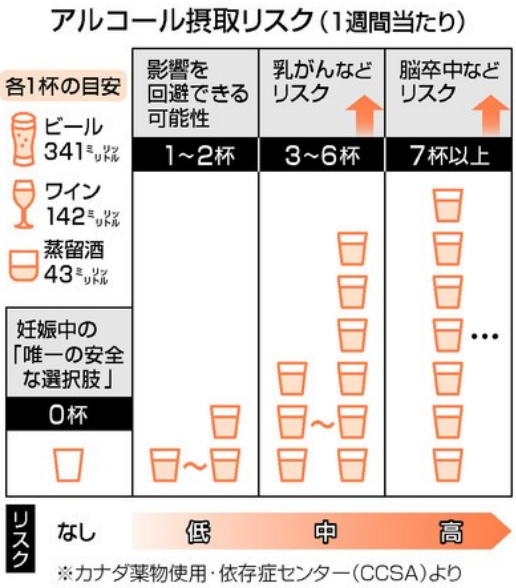

****

[5] ***医薬品等***

◇経口中絶薬の薬事承認了承　国内初、妊娠９週まで対象―厚労省

＜時事ドットコム　2023 年１月 27 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023012700843&g=soc

厚生労働省は２７日、薬事・食品衛生審議会の専門部会を開き、人工妊娠中絶できる飲み薬の薬事承認を了承した。ただ、「本剤は社会的な関心が高く、慎重な審議が必要」（厚労省）とし、２月にパブリックコメント（意見公募）を実施した上で、上部組織の薬事分科会で改めて承認を審議するとした。

同省によると、経口中絶薬は海外では少なくとも６５以上の国と地域で使用されているが、日本では手術を受ける以外に選択肢はない。分科会で承認されれば、国内初の人工妊娠中絶薬となる。

承認後も使用実績が蓄積されるまでの間は、緊急時に適切な対応が取れる医療機関で、母体保護法に基づく指定医師が確認した上、投与する。

製品名は「メフィーゴパック」で、妊娠継続に必要な黄体ホルモンの働きを抑える「ミフェプリストン」と、子宮を収縮させる働きがある「ミソプロストール」を組み合わせて使う。対象は妊娠９週までの妊婦。英製薬企業ラインファーマの日本法人が２０２１年１２月に承認申請していた。

国内の臨床試験（治験）では、投与を受けた妊婦の９３．３％が２４時間以内に中絶に至り、安全性にも問題がないことが確認されている。

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇特別用途食品の表示許可について

＜消費者庁　2023 年１月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031934/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_20230127_1.pdf

表示許可食品名：

とろみ調整用食品　　トロミアップＨＰ（エイチピー）　　日清オイリオグループ株式会社

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇南極CO2 濃度が過去最高に　毎年上昇 歯止めかからず

＜FNN プライムオンライン　2023 年１月 29 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/477932

南極の昭和基地で観測している二酸化炭素濃度が2022年、観測史上最高となる見通しだとわかった。

第64次越冬隊員・瓢子俊太郎さん「このラックと先端で大気を採取して、そのままケーブルラックを通って観測塔の中で分析をしているんです」

南極は、人の活動による二酸化炭素の排出がほぼないなど、長期の濃度の観測に適していて、国立極地研究所は、

1984年から観測を続けている。
第64次越冬隊員・瓢子俊太郎さん「南半球っていうのは、なかなか陸が少なくて、観測地点っていうのが、すごく少ないです。かつ、こんな極地の場所で、人為的な二酸化炭素がなかなか出てこない地域になるので、そういう場所で地球のことを測れる南極っていうのは、素晴らしいところだと思います」
極地研によると、南極の二酸化炭素濃度は、毎年増加していて、2022年も観測史上最高となる見通しだという。
第63次越冬隊員・根岸晃芸さん「毎年毎年、最高値を更新しているような状態です。おそらく、ことしも最高値になるのではないかと思われます」
第64次越冬隊員・瓢子俊太郎さん「このモニタリングは、ずっと続いている観測でして、これを絶やさないように自分が1年間持続し続けるように頑張って行きたいと思います」
気候変動に具体的な対策が求められる中、二酸化炭素の排出量が増え続けている現状があらためてわかり、地球規模の対策が急がれる。
****
[8] ***環境安全関係***
◇（仮称）秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖着床式洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01084.html
---
◇（仮称）南あわじ風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/111050_00018.html
****
[9] ***調査、公募、意見募集等***
[公募、意見募集等]
◇令和５年度低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査対象技術の募集について
＜環境省　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01094.html
****
[10] ***その他省庁発表***
◇令和 3 年度大学等におけるインターンシップ実施状況について
＜文部科学省　2023 年 1 月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoNadazipdAv3bK
****
[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・第６回化学物質管理に係る専門家検討会　資料　　1月30日
＜厚生労働省　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30562.html
（1）　発がん性物質に対する濃度基準値の設定について
（2）　濃度基準値の検討（対象物質別の測定・分析手法の有無の確認を含む。）
（3）　令和４年度報告書（案）
（4）　その他
・令和４年度　六価クロム化合物の排水基準等の見直しに係る検討会の開催について　　2 月 3 日
＜環境省　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01087.html
（1）　排水基準等の見直しについて
（2）　今後の予定
・第 81 回「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」を開催します　　２月３日
＜厚生労働省　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_dD5mRh23xsY5OBY
（1）個別の労災請求事案に係る医学的事項について
・北海道労働局事案
・福島労働局事案

・東京労働局事案
（２）その他
・第５回特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会専門委員会　開催案内　　２月３日
＜厚生労働省　2023 年１月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9xOnAoCFP5iIh3plY
（１）請求事案の審査
（２）その他
・食品安全委員会（第 887 回）の開催について【1 月 31 日開催】
＜内閣府　2023 年１月 26 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai887.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・農薬　１品目　　グリホサート
（２）企画等専門調査会における審議結果について
・令和４年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
・令和５年度食品安全委員会運営計画について
・令和４年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び令和５年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
（３）添加物専門調査会における審議結果について
・「ポリビニルアルコール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（４）農薬第四専門調査会における審議結果について
・「キザロホップエチル及びキザロホップＰテフリル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（５）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
・「次硝酸ビスマス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・「次硝酸ビスマスを有効成分とする牛の乳房注入剤(オルベシール)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（６）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「グルホシネート」に係る食品健康影響評価について
・遺伝子組換え食品等「長鎖多価不飽和脂肪酸含有及びイミダゾリノン系除草剤耐性セイヨウナタネ LBFLFK」
（７）その他
・農薬第五専門調査会（第 21 回）の開催について（非公開）【2 月 2 日開催】
＜内閣府　2023 年１月 26 日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai5_senmon_21.html
（１）農薬（シフルフェナミド）の食品健康影響評価について
（２）その他
・汚染物質等専門調査会（第 10 回）の開催について【2 月 6 日開催】
＜内閣府　2023 年１月 26 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/osen_tou/annai/osen_annai_10.html
（１）カドミウムの食品健康影響評価について
（２）その他
・第 70 回厚生科学審議会感染症部会資料　　1 月 27 日
＜厚生労働省　2023 年１月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2z-LLqypE7Skq1dJY
（１）新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて（案）
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（オンライン会議）の開催について
２月 10 日
＜厚生労働省　2023 年１月 27 日＞https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-dT9nRxy2x8c4yRY
(1)食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
(2)その他

・「CDP 水セキュリティレポート 2022 報告会×Water Project」、シンポジウム「環境省 Water Project～水環境の活用と保全に向けて～」の開催について　　２月 20・21 日
＜環境省　2023 年１月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01082.html
・「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」　の開催
＜総務省消防庁　2023 年１月 25 日＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/houdoushiryo.pdf
「消防力の維持･強化のための消防体制の構築に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
１　目的
人口減少、災害の激甚化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化していくため、消防の広域化推進期限（令和６年４月１日）後における消防の広域化や連携・協力による消防体制の構築の必要性、促進策等に関し検討を行うもの。
２　検討項目
（１）消防の広域化や連携・協力による消防体制の構築の必要性
（２）消防の広域化、連携・協力の促進策
（３）その他、消防の広域化、連携・協力の推進に必要な事項について
３　スケジュール
令和５年１月 27 日（金）に第１回検討会を開催する予定です。

[開催記録、報告、資料等]
・化学物質管理に係る専門家検討会
＜厚生労働省　2023 年１月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27563.html
（１）濃度基準値の検討
（２）令和４年度報告書案
（３）その他
・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)
＜厚生労働省　2023 年１月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3fDZuThW_zs4zQBY
１　食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
２　その他
****

[13] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・キスなどで感染することも…性感染症「梅毒」の感染者が急増中 その背景は【愛知発】
＜FNN プライムオンライン　2023 年１月 28 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/473786
性感染症の「梅毒」。2022年は全国で初めて1万人を超えるなど急増していて、東海3県でも過去最多を更新している。その背景とは…。

・インフルエンザに関する報道発表資料
＜厚生労働省　2023 年１月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9djxkRB-1xMQ7ehY
・インフルエンザの発生状況
＜厚生労働省　2023 年１月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zeDJqShG7yso1RBY

・千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2023 年１月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230127_2.html
・群馬県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2023 年１月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230127.html

・千葉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 64 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230126_2.html
・群馬県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 62 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230126.html
・千葉県旭市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 53 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230126_5.html
・滋賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2023 年 1 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230126_4.html
・埼玉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230126_3.html

◇*その他*
・東京都立大、授業料無償化を拡大へ　世帯年収 910 万円未満が対象に
＜朝日新聞　2023 年 1 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR1W4K3QR1VOXIE03Q.html
東京都立大（八王子市）の授業料無償化の対象者が、2024年度から拡大されることが明らかになった。都が27日、23年度予算案に関連経費を計上すると発表した。
都によると、授業料無償化の対象を、今の「世帯年収478万円未満」から「同910万円未満」に広げる。都立の高等専門学校についても同様とする。都は、23年度予算案に総額約1兆6千億円を計上する少子化対策の一環と位置づけている。
大学授業料については、国が、世帯年収270万円未満の学生には全額を、同380万円未満の学生には3分の1をそれぞれ助成するなどして負担を軽減している。都は、都立大生については独自に助成を上乗せし、同478万円未満の学生まで無償化していた。都立大は学生数約7千人で、授業料は年約52万円。
また高専については、4年生以上は同350万円未満の学生を無償化の対象としており、24年度から同910万円未満に引き上げる。1～3年生はすでに同910万円未満の学生が無償化されている。
23年度予算案に計上する関連経費は2千万円。都は、この事業を含む総額8兆410億円の23年度一般会計当初予算案を2月の定例都議会に提出する。

・米医学部ランキングに「ノー」　名門校が続々データ提供停止
＜共同通信　2023年1月26日＞　https://www.47news.jp/news/8862287.html
米国の著名メディアが公表する医学部ランキングに上位の名門校が26日までに相次ぎ「ノー」を突きつけた。入試の平均得点や研究費の獲得状況といった指標が教育の質に直接結びつかないばかりか、学生の多様性を損なう恐れもあると批判。ランキング作成に必要なデータの提供をやめた。
問題になったのはUSニューズ・アンド・ワールド・リポートの教育機関ランキング。昨年1位となったハーバード大の医学部長は17日にボイコットを表明。「ランキングを上げるための不正確なデータ提供や、経済的に不遇な学生よりテストで点を取る学生を支援する結果を招きかねない」と批判した。
****
[付録]
◇タバコ、洗剤、防虫剤‥子どもの誤飲、応急処置「牛乳や水を飲ませる」は正しいのか？　上記［1］関係
＜YAHOO!JAPAN ニュース　2023 年 1 月 28 日＞
https://news.yahoo.co.jp/byline/sakamotomasahiko/20230128-00334678
子どもが異物などを飲み込んでしまった経験、子育て中の保護者の皆さんなら少なからずひやりとされた経験もおありかと思います。中には病院に駆け込んだ、という方もいらっしゃるかもしれません。飲み込んだ時に、

家ではどんな処置をすればよいのか。何もしないほうがいいのか。いざというときのためにも知っておけると安心と思います。

そこで、今回は誤飲した後の処置について、現時点でわかっていることをまとめてみました。

なお、今回の記事は子どもの傷害予防に関わる仲間の先生方との議論をきっかけに執筆しました。文献についてもその議論の際にまとめたものが中心です。改めて深くお礼申し上げます。

基本は「吐かせない」

吐かせることで胃の内容物を取り除くことは有用なのでしょうか。この処置は以前よく行われ、市販の催吐剤（吐根シロップ）が販売され、家庭でも常備するよう勧められていた時代もありました。

しかし、近年では、嘔吐させることで誤嚥のリスクが増えること、有効性について根拠もないことから推奨されていません。2013 年の米国臨床中毒学会の声明でも催吐剤を使用しないようコメントされており、日本中毒情報センターの HP でも「家庭で吐かせることは勧められていません」と明記されています(1)。

しかしこのホームページの下段に「水や牛乳を飲ませて」という項目があります。さて、誤飲した場合、何かを飲ませることは有効なのでしょうか。

誤飲したら「水や牛乳を飲ませるとよい」は本当か

結論からお伝えすると、**絶対に水や牛乳など何も飲ませてはいけない誤飲ケースがあり、誤飲時の水分摂取については細心の注意が必要**です。有効な可能性が示唆されているケースはあり、中毒情報センターには記載もされていますが、その根拠は決して強いものではなく、**水分を飲ませなくても決して間違いとは言えません。**

誤飲時は「急いで病院に連れていくことが一番大切」という点を覚えていただければと思います。

ここからは、関連する情報や研究結果を見ていきたいと思います。

日本中毒情報センターのホームページの記載を確認すると、刺激があったり、炎症を起こしたりといったリスクがある場合には「牛乳や水を飲ませたほうがよい」とあります。量が多いと吐いてしまうため、無理なく飲める量（小児は 120ml を超えない）にとどめるとしています（1）。

誤飲した際に牛乳や水を飲ませた方がよいものの例として

１．容器に酸性・アルカリ性と書かれた製品（漂白剤やトイレ用洗浄剤等）

２．界面活性剤を含む製品（洗濯用洗剤、台所用洗剤など）

３．石灰乾燥剤など

が挙げられています。

一方で、その他のものの場合は飲ませることで症状を悪化させる可能性があり、何も飲ませないようにとされています。

飲ませることで症状を悪化させるものの例も紹介されています。

１．石油製品（灯油・マニキュア・除光液・液体殺虫剤など）

２．タバコ

３．防虫剤（ナフタリンや樟脳など）

これらを飲み込んでしまった場合は牛乳や水を摂取することで吐きやすくなり、誤嚥して肺炎を起こすリスクや、牛乳の脂肪に溶けて体内への吸収が促されてしまうリスクが高いため、絶対に何も飲ませてはいけません。

米国の中毒情報センター（National Capital Poison Center）にも以下の記載が見られます(2)。

次の場合はすぐに少量の水または牛乳を飲んでください

・飲み込んだ製品が灼熱感・刺激性・腐食性のある物質の場合

・意識があり、けいれんを起こしておらず、水分を飲み込むことができる

一方で、ケンタッキー州の中毒情報センターでは

「牛乳は魔法ではない。嘔吐は誤飲した中毒物質が肺に吸い込まれるためリスクとなるが、牛乳を飲むことで吐き気を催す可能性があるため注意を要する」と慎重な立場で注意喚起しています(3)。

動物実験では有効との報告はあるものの、議論は分かれる

実はこの「牛乳や水を飲ませる」という根拠はそれほど強いものではなく、議論が分かれるものです。その理由の一つは、これらの有効性の根拠となっているのがあくまで動物実験によるものという点です。

Homan らは、ラットによる動物実験で、塩酸を食道に注入した場合に水・牛乳で希釈した場合、何も希釈しな

かった場合と比べて損傷の程度が軽減したと報告しています(4)。彼らは別の実験で、水酸化ナトリウムに晒された食道粘膜に対して、オレンジジュースやコーラで中和した場合も、食道粘膜のアルカリ損傷を有意に軽減したとも報告しています(5)。

Rumack らは試験管内の実験で、パイプ用洗浄剤の中和として、牛乳で中和した場合に中和熱がそれほど高くならなかった点を挙げ、水や牛乳が、入手のしやすさから応急処置に適しているのではと述べています(6)。

一方で Maull らは、市販の腐食剤に対して希釈剤を追加した実験を行い、応急処置としての効果はなかったとも報告しています(7)。

繰り返しになりますが、あくまでもこれは動物実験の結果で、人でのエビデンスではない点に注意が必要です。人の場合、希釈させようと水分を摂取することで、嘔吐が引き起こされるリスクなども考慮しなくてはいけません。

ヒトでの研究では有効性の根拠は現時点では高くない

2018 年のコクランレビューでは、24 の研究をまとめて「急性の経口による毒物摂取に対し、医療関係者にアクセスする前に一般市民が実行可能な処置」について検討しています。

レビューでは有毒物質を中和・希釈する応急処置として「水や牛乳、ジュースなどの水分を大量に飲む」方法も紹介されています(8)。ただ、希釈作用の一方で、胃内の液体の量が増えることで有毒物質が吸収される小腸への排出が促される可能性があること、また大量の液体を飲むことで嘔吐のリスクが高まる可能性も紹介されており、嘔吐の結果として腐食性物質が食道粘膜に 2 回接触することになるとも述べています。

このレポートでは、「現時点で家庭での応急処置として医学的根拠の高い有用な方法は見られない」と結論し、「水や牛乳を飲ませること」は推奨ではなくあくまでも紹介に留めています。

欧州小児消化器肝臓栄養学会（ESPGHAN）のガイドラインにもこのように記載されています(9)

腐食性物質を摂取した場合には嘔吐を防ぐ努力が必要である。子どもが希望すれば少量の水を飲ませたり、口や食道をすすぐように促してもよいが、強い痛みがあるなど穿孔を疑わせる症状がある場合には経口摂取はさせてはならない。

とにかく嘔吐を防ぐことが大事で、水分を摂取させる処置の推奨は絶対的なものではないということです。

牛乳を摂取させる選択肢を残す注意点として私が懸念しているのは、「石油製品やタバコ、防虫剤など牛乳を摂取させてはいけないものがあるため、それらを誤飲した時に間違って飲ませてしまう可能性」が残る点です。

以上から以下のようにまとめられると思います。

・腐食物質を誤飲した際の対処として、**動物モデルでは水や牛乳による経口希釈療法は有効**であることが分かっている。

・しかし**人でのエビデンスはなく**、現時点で根拠を持って強く推奨できるわけではない（ダメというわけではない）。

・応急処置で**水分を摂取すると、それ自体が嘔吐を引き起こしたり、毒物の吸収を促したりするリスクがある**ことを理解しておく必要がある

水や牛乳は飲ませても間違いとは言えないが、嘔吐など注意が必要

経口摂取をしていると、内視鏡的治療のために全身麻酔が必要になった時、麻酔管理が困難になるリスクもあります。一方で国内外の中毒情報センターでは、牛乳や水、の記載が残っています。

繰り返しになりますが、現時点では「飲ませてはいけない」というものではありませんし、それは混乱を招くことになります。ただ知っておくべきことは、「その根拠は決して強いものではなく、水分を飲ませなくても、それは決して間違いとは言えない」ということです。とにかく急いで病院に連れていくことが一番大切という理解でよいかと思います。

ボタン電池の誤飲でハチミツを飲ませるのは有効？

最後にもうひとつ、中毒物質ではなく固形異物ではどうでしょうか。

最近はボタン電池の誤飲が増えています。ボタン電池を誤飲すると、電池の表面で水が電気分解され水酸化物が生じ、これが粘膜を傷害します。

こういった事故での病院到着前の対処法として、米国の国立中毒センター（National Capital Poison Center）では「ボタン電池誤飲のガイドライン」(10)の中で、次のように記載しています。

ボタン電池を誤飲したら以下の条件に当てはまればハチミツ(10 分ごとに約 10ml)を飲ませてすぐに病院へ

・すぐにハチミツが手に入る場合

・1 歳以上

1 歳未満に与えると乳児ボツリヌス症のリスクがあるため

・リチウム電池の可能性がある場合

種類が分からない場合はリチウム電池と仮定する

・誤飲から 12 時間以内

食道穿孔が存在するリスクは 12 時間後に増加するため

ハチミツを推奨する理由として、ハチミツはバッテリーをコーティングし、水酸化物の生成を防ぐことで組織損傷を遅らせる可能性があるためとしています。

動物実験では、ハチミツ、スクラルファート（粘膜保護薬）、ジュース、スポーツ飲料を与えたところ、ハチミツとスクラルファートでバッテリーによる食道粘膜の損傷が減少したというものがあります(11)。

ただし遅らせる効果しかなく、当然ボタン電池除去の代わりにはならないため、大至急病院を受診する必要があることは変わりません。また腐食性物質と同様に、ヒトでの実験ではない点や、摂取による嘔吐のリスクも考慮しなくてはいけません。

摂取のタイミングが不確かな場合や、発熱や胸痛などの症状があって食道を既に損傷している可能性がある場合は、医療機関で評価するまでハチミツやスクラルファートの摂取は控えるべきでしょう。

したがって、ボタン電池を誤飲した場合、「ハチミツを飲ませれば大丈夫」でもないし、「飲ませないといけない」というわけではなく、あくまでもオプションとして捉えておくのが無難と言えます。

今回は異物誤飲に際して、水分などを取らせる処置の是非を中心にご紹介しました。これを機にお子さんが誤飲した際の処置について考えるきっかけとなれば幸いです。

＜参考文献＞

1.日本中毒情報センター. 中毒事故発生時の対応.
2.National Capital Poison Center. First Aid for Poisons.
3.Kentucky Poison Control Center. Poison Myths and Realities
4.Acad Emerg Med. 1995;2(7):587-91.
5.Acad Emerg Med. 1995;2(11):952-8.
6.Clin Toxicol. 1977;11(1):27-34.
7.Ann Emerg Med. 1985;14(12):1160-2.
8.Cochrane Database Syst Rev. 2018;12(12):Cd013230.
9.J Pediatr Gastroenterol Nutr.2017;64(1):133-53.
10.National Capital Poison Center. Button Battery Ingestion Triage and Treatment Guideline.
11.Laryngoscope. 2019;129(1):49-57.

********** 以上 **********